



平成31年度分の申請受付中！ いろいろ使える！手続きもかんたん！

# カフェテリアプラン助成事業

対馬～長崎  
の航空券代  
で申請しました

眼鏡・  
コンタクトレンズ  
で申請しました

人間ドック  
(健康診断)  
で申請しました

スポーツ観戦  
チケット  
で申請しました

教員免許  
更新講習料  
で申請しました



全ての組合員対象。それぞれが利用したい福利厚生メニューを自分で選択できる！  
年1回の申請で8,000円を給付します。



申請はかんたん♪

## 【用意するもの】

①カフェテリアプラン利用補助金請求書  
互助組合ホームページ→様式集から印刷

## ②助成対象となる領収書等

平成31年4月1日～令和2年3月31日に購入(利用)したもの  
助成メニューに該当するもの  
本人または扶養家族が利用したもの

## 【手続き】

①と②を互助組合へ郵送(持参OK)  
月ごとに受付し、翌々月に給付します。  
9月受付→10月審査→11月給付

## 請求書の受付期間

令和元年5月7日～令和2年4月30日  
この期間を過ぎると助成できません！

**申請は年1回！**

早めの申請にご協力ください！  
3～4月は大変混み合います((+\_+))

## 【領収書の要件】

①氏名 ②日付 ③内容 ④金額

⑤利用(購入)した施設が記載された領収書

- ・②日付・・・宿泊や航空券などは利用日、  
公演やスポーツ観戦などは実施日が基準
- ・原本が出せない場合は、コピー可。(原本証明不要)
- ・レシートや入場券等の半券も領収書と同様の扱いです。  
(レシートは余白に氏名を記入してください)
- ・半券等に利用日・内容の記載がない場合は、パンフレット等内容のわかる  
書類と一緒に添付してください。

領収書不備が多いです。  
再度確認を！



複数の領収書を添付OK！  
合算して8,000円以上を添付してください。  
8,000円未満でも請求できますが、  
助成額も8,000円未満となります。

保育料  
育児用品もOK！



体脂肪計もOK！



書籍代もOK！



宿泊代もOK！



対象となる助成メニューの詳細は、「互助組合のしおり」「互助組合ホームページ」でご確認ください。対象となるか迷う場合は、互助組合までご連絡ください。

**裏面もチェック→→→**

## ○概要

助成対象者	互助組合員(休職者及び育児休業者含む)
助成対象期間	4月1日～3月31日(毎年度更新) ※年度途中で採用・退職された方は、在職されている期間が対象
付与ポイント(助成額)	平成31年度 80ポイント(8,000円)(前年の未使用・残余分は繰り越せません)
請求期間	5月1日～4月30日(毎年度更新)※4月30日が週休日の場合は、前日となります。
請求方法	「カフェテリアプラン利用補助金請求書」に必要事項を記入し、領収書など(使用経費の内容を明らかにする書類)を添付して、互助組合へ請求してください
請求回数	請求期間に1回のみ ※8,000円以上で請求。未満でも請求できますが、残った助成額の翌年繰越はできません。
給付額の決定	百円未満の端数は切り捨て 複数の領収書で請求する場合は、合算後百円未満切り捨て
給付日	受付月の翌々月10日前後

## ○助成メニュー(詳細は、「互助組合のしおり」で確認ください。)

- ①健康管理・増進・・・メガネ・補聴器購入、健康診断経費など
- ②リフレッシュ活動・・・旅行経費、レクリエーション・文化施設利用費など
- ③自己啓発・・・教員免許更新講習料、書籍購入費など
- ④生活環境づくり・・・保育施設等利用費、介護・看護利用費など
- ⑤社会活動・・・ボランティア活動費



### ※助成できないもの※

- ・遊戯性・賭博性が強いもの、公序良俗に反するもの
- ・日用品、飲食費、光熱費、燃料費、金券類、公租公課に該当するもの
- ・現金の二重支給になるもの(通勤手当、旅費)
- ・保険診療の自己負担(ただし介護保険 適用後の自己負担は対象)

ごめんね・・・  
助成できないの。



事例	主な助成対象外品目・注意事項
健康診断、各種検診 メンタルケア	・健康保険適用後の自己負担額
各種用品購入	・日用消耗品(洗剤・トイレトーパー等) ・日用家電(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・炊飯器・エアコン・扇風機など) ・衣料品、家具、寝具、装飾品(宝石、指輪、腕時計など) ・掛け軸等インテリアに関するもの ・ゲーム機、ゲームソフト ・食品(健康食品、スポーツドリンク、プロテインなど) ・エステ用品(美顔器、脱毛器など)
旅行	・通勤・出張にかかる交通費、出張の際の宿泊費
マッサージ経費	・エステ関連(脱毛、美顔など)
金券類	・図書カード、旅行券、宝くじなど換金性のあるもの
その他	・当該事業の趣旨からメニューとして相応しくないと判断されるもの

**※助成対象になるか判断に迷う場合は、一度互助組合まで問合せください。**

詳しくは、「互助組合のしおり」、互助組合ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 担 当 総務・現職互助部班 荒木 電 話 095(824)4721  
E-mail s40079@pref.nagasaki.lg.jp